

令和5年10月19日

市内障害福祉サービス事業者 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

障害福祉サービス事業所に対する行政処分について

日頃から本市の障害福祉行政に格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び名古屋市移動支援・地域活動支援事業者の登録に関する要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき、下記のとおり処分の決定をいたしました。

公費を財源として運営されている制度において、不正に報酬請求し、受け取ることは、利用者の信頼を失うのみならず、制度に対する市民の信頼を損ないかねないため、絶対に許されることではありません。各事業者におかれましても、運営基準をはじめとした法令を遵守し、適正な事業運営を行うよう、一層の徹底をお願いします。

記

1 処分の対象となる事業者及び事業所

(1) 事業者

事業者の名称	代表社員	所在地
合同会社ARGOSS.	太田 奈緒	愛知県名古屋市南区三条二丁目5番10号 サントロペ三条1階

(2) 事業所

事業所の名称	事業所所在地	サービスの種類
あいケア絆	愛知県名古屋市南区三条二丁目5番10号 サントロペ三条1階	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 移動支援

2 処分の内容

(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護

決定した処分	効力発生日
指定取消	令和5年11月1日

(2) 移動支援

決定した処分	効力発生日
登録取消	令和5年11月1日

### 3 処分の原因となる事実

#### (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護

ア 居宅介護の提供に当たり、従業者の資格要件を満たしていない者がサービス提供を行ったにもかかわらず、退職した従業者の名を使用して、実施記録を作成し、介護給付費の請求を行った。(法第 50 条第 1 項第 5 号に該当)

イ 同行援護において、同居家族へのサービス提供を行ったにもかかわらず、他の従業者の名を使用して、実施記録を作成し、介護給付費の請求を行った。(法第 50 条第 1 項第 5 号及び第 10 号に該当)

ウ 同行援護において、自家用車でサービス提供を行ったにもかかわらず、公共交通機関を利用した、また実際にはサービス提供を行っていないがサービス提供したとして、実施記録を作成し、介護給付費の請求を行った。(法第 50 条第 1 項第 5 号及び第 10 号に該当)

エ 居宅介護及び同行援護の特定事業所加算Ⅱの算定に当たり、サービス提供責任者の配置要件を満たさないことを知りながら、介護給付費の請求を行った。またサービス提供責任者の配置要件を満たすとして虚偽の変更届出書を提出した。(法第 50 条第 1 項第 5 号及び第 10 号に該当)

オ 一体的に行っている移動支援及び介護保険法における訪問介護、予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービスに関し、不正な行為が認められた。(法第 50 条第 1 項第 9 号に該当)

#### (2) 移動支援

一体的に行っている居宅介護、同行援護及び介護保険法における訪問介護、予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービスに関し、不正な行為が認められた。(要綱第 8 条第 1 項第 11 号に該当)

### 4 本市に対する返還金額

不正の行為により支給を受けた給付費の返還については、不正利得返還金として、当該給付費の 40% を加算した額を返還するよう、本市が事業者に命じ、これを徴収します。

不正を行った期間	平成 30 年 2 月から令和 5 年 2 月まで
返還対象となる請求額 (A)	15,412,375 円
加算金 ((A) の 40%) (B)	6,164,948 円 ※
返還金額 (A+B)	21,577,323 円

※上記 3 の項目ごとに計算 (円未満切り捨て) するため、端数にずれが生じる

### 5 欠格事由該当者

太田 奈緒 (合同会社 ARGOS S. 代表社員)

毎田 猛 (あいケア絆 管理者)

#### 【担当】

指定指導係(指定担当) (052)972-3965

指定指導係(指導担当) (052)972-2578